

2020年3月23日

**【当社と電気のご契約をいただいているお客さまへ】**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対し、以下のとおり、電気料金の支払猶予等の特別措置を設けることとしました。

1.特別措置の対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より緊急給付（※1）を受けているお客さまで、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用のお申し出をいただいたお客さま

※1：各都道府県社会福祉協議会が行う緊急小口資金または総合支援資金の貸付

2.特別措置の内容

2020年3月分（支払義務発生日が3月19日以降となるものに限り）、4月分および5月分の電気料金の支払期日（※2）を原則として各々1ヶ月間延長します。

※2：支払義務発生日（検針日）から31日目の日

3.特別措置のお申し込み受付開始日

2020年3月25日（水）

4.特別措置のお申し込み方法

特別措置のお申し込みは、以下までお電話ください。

【おりづる電気直通】082-555-3510（受付時間 平日10時～18時）